

## 田原市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市があいち電子調達共同システム（CALS／EC）及びあいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 本要領により入札を実施する対象工事等は、次に掲げるもので、財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹）が決定する。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）で、予定価格が130万円を超えるもの
- (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務で、予定価格が50万円を超えるもの
- (3) 物品の買入れ及び物品の製造の請負で、予定価格が80万円を超えるもの
- (4) 業務委託その他の契約で、予定価格が50万円を超えるもの

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 田原市及び田原市が実施する建設工事等の入札参加者が、インターネットを利用して、入札に関する事務手続を処理する事務処理システムで、あいち電子入札サブシステムに接続されたものをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して、電磁的記録の送受信により執行する入札手続きをいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続きをいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (5) 契約担当者 発注機関において、電子入札システムを利用する契約案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。
- (6) 執行担当者 電子入札において、契約担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員（原則として総務部財政課課長補佐又は係長。ただし、あらかじめ別の者を指定した場合はその者）をいう。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより電子入札システムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

- 2 利用者登録済みのICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより再度利用者登録を行うものとする。
- 3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義人は、田原市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人

の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

- 2 田原市特別共同企業体取扱細則に定める特別共同企業体が、電子入札に参加しようとする場合は、代表構成員の代表者又はその受任者の名義とする。
- 3 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは、電子入札に参加することができない。

（案件登録）

第6条 契約担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、田原市入札審査会により入札参加資格要件等が決定された後、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 前項の登録後、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として改めて登録し直すものとする。
- 3 前項の追記入力前に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、必要に応じて技術資料を再提出するよう依頼するものとする。

（開札予定日時等）

第7条 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とし、工事費等内訳書開封予定日時は、開札予定日時までの事前準備に要する日数を勘案して決定するものとする。

- 2 案件登録の後、特段の事情により前項の予定日時を変更する場合は、速やかにその旨の変更登録を行うものとする。

（紙入札への変更）

第8条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害又は広域停電等のために、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式第1号）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い（入札書は除く。）、再度の交付又は受領は要しないこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とし開札を行わないこと。
- (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

（電子入札システムによる書類の送信）

第9条 電子入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出する場合は、電子入札システムにより契約担当者へ送信するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書（ただし1メガバイトを超えないものに限る。）
- (3) 一般競争入札の競争参加資格確認申請書（添付資料は除く。）
- (4) 公募型指名競争入札の技術資料提出書（添付資料は除く。）

- (5) 指名通知の受領確認書
  - (6) 辞退届
- 2 契約担当者は、次に掲げる書類を送付する場合は、電子入札システムにより送信するものとする。（自動送信されるものも含む。）
- (1) 競争参加資格確認申請書受付票
  - (2) 技術資料受付票
  - (3) 指名・非指名通知書
  - (4) 競争参加資格確認通知書
  - (5) 入札書受付票
  - (6) 辞退届受付票
  - (7) 入札締切通知書
  - (8) 落札者決定通知書
  - (9) 調査・保留通知書
  - (10) 取止め通知書
  - (11) 中止通知書
  - (12) 日時変更通知書
- 3 前項第1号及び第2号の書類は、添付資料の到達を確認したうえで送信するものとする。
- 4 第1項及び第2項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。
- 5 電子ファイルを圧縮する場合にはLzh形式、Zip形式またはCab形式によるものとし、自己解凍方式（Exe形式）は認めないものとする。
- 6 電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。
- 7 第1項に規定する書類の他は、特に指定のない限り郵送により提出するものとする。  
（紙入札の承認）
- 第10条 電子入札案件において、当初から又は入札手続開始後に、紙入札での参加を希望する者は、予め田原市長の承認を得るものとする。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は、紙入札方式参加承認願（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、市長は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式参加承認書（様式第3号）により紙入札での参加を承認するものとする。
- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第3条の適用を受ける契約に係る入札である場合
  - (2) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
  - (3) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取

得手続中の場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続きの進行に支障が生じない場合

3 前項の規定により紙入札を承認した場合、契約担当者は速やかに当該入札参加者を紙入札業者として登録し、当該入札参加者に対しては、以降、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。

ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

(電子入札の辞退)

第11条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信するものとする。

ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに書面により辞退届を提出するものとする。

(開札)

第12条 開札は、執行担当者立会のうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 工事費内訳書の提出を求めている場合は、契約担当者は開札予定日時までに、工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。

3 希望する入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。

4 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者はその者を開札に立ち会わせたいうえで、入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に一括開札を行うものとする。

5 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

(落札決定)

第13条 契約担当者及び執行担当者は、開札後、共同で次に掲げる確認を行うものとする。

(1) 最低制限価格制度又は低入札調査基準価格制度の失格基準により失格となったものを除く、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式においては最大評価値入札者）（以下「落札候補者」という。）の使用したICカードの名義人が正しいものであること。

(2) 入札書を送信した時点において、落札候補者の使用したICカードが有効期限内にあったこと。

2 契約担当者又は執行担当者は、電子入札システムに落札決定の署名を行うものとする。

3 前項の署名は、最低入札価格が低入札調査基準価格を下回った等の理由により落札決定を保留とした場合及び特段の事情により入札を取り止める場合も同様とする。

(電子くじによる落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。このため紙入札の承認を受けた者は、電子くじ番号（任意

の3桁の数値)を記載した入札書を提出するものとする。

(電子入札の無効)

第15条 次の各号に該当する電子入札は無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った電子入札

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2016 形式以下
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2016 形式以下
その他	PDF形式 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式 ただし、自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。） 圧縮ファイル（Lzh又はZip形式）

入札方法変更通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

下記建設工事等の入札について、田原市電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 件 名
- 2 場 所
- 3 既に完了している書類の送受信について
  - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います。（入札書は除く。）
  - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
  - (3) 既に入札書を送信した方は、改めて入札書を提出してください。
- 4 紙入札に関する事項
  - (1) 入札日時
  - (2) 入札場所
  - (3) そ の 他

様式第2号（第10条関係）

紙入札方式参加承認願

年 月 日

田原市長様

住 所  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1 件 名

2 場 所

3 電子入札システムで参加できない理由

ICカード登録内容変更のため再取得中

ICカード破損等のため再取得中

その他



紙入札方式参加承認書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認  
します。

記

1 件 名

2 場 所

3 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他必要事項

- ・開札予定日時に入札書を持参のうえ（1）の入札場所までお越しく下さい。
- ・入札書の欄外に、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

## 田原市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田原市電子入札実施要領の規定に基づき、電子入札システムを用いて入札及び入札に関する事務を行う場合の事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の関係法令及び田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この基準は、田原市があらかじめ電子入札で行うものとして指定する入札案件に適用する。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

田原市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札をいう。

(3) 紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続きをいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

(6) 契約担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する契約案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

2 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とする。

3 電子入札システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、直ちに登録内容の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、別に定めるところにより管理す

るものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次に該当するものでなければならない。

(1) 各入札参加者の田原市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者（以下「代表者」という。）の名義で取得し、その I C カード情報を電子入札システムに利用者登録したもの。

(2) 入札参加者が、経常的に構成される共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）の場合は、代表構成員が単体で電子入札に使用する I C カードとは別に、代表構成員の代表者の名義で取得し、その I C カード情報を電子入札システムに利用者登録したもの。

(3) 入札参加者が、特定の入札案件について構成される共同企業体（以下「特別共同企業体」という。）の場合は、代表構成員の入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得し、その I C カード情報を電子入札システムに利用者登録したもの。

3 入札参加者が I C カードを不正に使用した場合には、当該入札参加者の行った入札を無効とする。

（案件登録）

第 5 条 契約担当者は、電子入札により行うこととした案件の入札について、案件登録を行う。

2 前項の案件登録は、概要登録、詳細登録及び日付登録により行う。

3 入札書受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の 2 日間とし、その他の期間、日時等は、紙入札における取扱いに準じて設定する。

4 案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件の削除、中止または取止めを行った上で、改めて案件登録を行う。

（開札日時の延期及び入札の中止）

第 6 条 前条第 1 項の案件登録後、開札日時を延期する必要がある場合には、入札参加者に対して、開札日時を延期することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日時変更通知書により通知する。

2 入札公告、公募公告又は指名通知を行った後、やむを得ない理由により入札を中止する必要がある場合には、入札参加者に対して、入札を行わないこととしたことを電話等の確実な方法で連絡し、入札執行者は速やかに電子入札システム上で署名を行い、入札中止書を発行する。

（紙入札への変更）

第 7 条 契約担当者の使用に係る電子計算機の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合には、入札執行者は、原則として、入札方法を電子入札から紙入札に変更し、変更時に完了していた電子入札手続の取扱いについては、その有効性を判断して、適切な対応をとる。

（電子入札システムによる資料の送信）

第 8 条 入札参加資格確認資料、応募資料、積算（工事費）内訳書等（以下「提出資料」という。）については、入札参加者は、電子入札システムによりそれぞれに係る電子フ

ファイルを送信することにより、契約担当者に提出するものとする。

- 2 入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料の作成に使用する電子ファイルの種類及び作成した提出資料を保存する電子ファイルの形式は、次のいずれかとする。ただし、次のいずれかであっても、当該電子ファイルの保存時に損なわれる機能は使用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2016 形式以下
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2016 形式以下
Adobe Reader DC (Adobe)	PDF形式

- 3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合には、L Z H形式又はZ I P形式によるものとし、自己解凍方式は認めない。

- 4 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応する。

(1) 直ちに電子ファイルの閲覧を中止し、当該電子ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。

(2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送（民間事業者によるものを含む。）又は持参（以下「郵送等」という。）による再提出が行われた場合には、契約担当者は郵送等された提出資料の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

（郵送等による資料の提出）

第9条 提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して郵送等で提出することを求める。

(1) 提出資料に係る電子ファイルの容量が1メガバイトを超えるもの

(2) 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの

(3) 特別共同企業体協定書

(4) 特別共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等によることが必要であると認めたもの

- 2 入札参加資格確認資料又は応募資料が前項に掲げるものを含む場合には、契約担当者は、資料提出者に対して、入札参加資格確認資料又は応募資料を構成する全ての資料を一括して郵送等により提出するよう求める。

- 3 一般競争入札、公募型指名競争入札又は通常指名競争入札において郵送等により、入札参加資格確認資料または応募資料を受領したときは、契約担当者は、速やかにその内容の確認を行い、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

（入札参加申込みに伴う手続）

第10条 一般競争入札、公募型指名競争入札又は通常指名競争入札において、入札参加資格確認申請書又は応募資料提出書の送信があった場合には、契約担当者は、次項に定

める受付票を発行する前に、入札参加申込者の業者詳細情報を確認しなければならない。

- 2 契約担当者は、送信された入札参加資格確認申請書又は応募資料提出書の内容を確認し、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

(入札に関し必要な事項)

第11条 入札に関し必要な事項は、次項及び第3項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

- 2 入札に関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (2) 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明確であること。
- (3) 入札に使用したICカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は通常指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時又は応募資料提出時に使用したICカードと同一の代表者のものであること。
- (4) 第1回目の入札金額に対応した積算(工事費)内訳書に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (5) 電子入札に用いる日時については、電子入札システムにより示される日時を基準とすること。

- 3 入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要な電子ファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たっては即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。
- (4) 入札を使用することを予定している代表者が取得したICカード若しくは一般競争入札、公募型指名競争入札及び通常指名競争入札において入札参加確認申請又は応募資料提出に使用した代表者のICカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないため、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めること。
- (5) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(紙入札の承認)

第12条 入札を紙入札で行おうとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は、入札書受付締切日時の2時

間前までに、電子入札システムによらない理由を明記した紙入札承認願を契約担当者に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により紙入札承認願が提出され、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認する。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約）に係る入札である場合。

(2) 通常指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていない段階で指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムへの利用者登録を行えない場合。

(3) 前号に掲げるもののほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がない場合。

3 市長は、紙入札を行うことを承認する場合には、原則として、入札に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とするが、合わせて紙入札承認通知書により次に掲げる条件を付すものとする。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料又は応募資料提出書及び応募資料に係る電子ファイルがある場合には、第1号の規定に関わらず、これらは有効なものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料又は応募資料提出書及び応募資料を、市長が指定した日時に指定した場所へ持参すること。

(2) 第1回目の入札書及び積算（工事費）内訳書を、それぞれを別の封筒に封入して、市長が指定した日時に指定した場所へ持参すること。ただし、前項第1号に該当する場合には、配達記録の残る書留郵便等によることができる。

(3) 契約担当者は、第1回目の入札書及び積算（工事費）内訳書を受領したときは受領書を発行し、受領書発行の時をもって、入札書及び積算（工事費）内訳書の情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとする。ただし、前号ただし書の規定により書留郵便等によったものについては、契約担当者が受領した時をもって契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとみなし、受領書を発行しないものであること。

(4) 入札執行者が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。

(5) 紙入札を行う者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）用の3桁の任意の数値を入札書に記入するものとし、電子くじの実施がある場合には入札執行者が入札者に代わって入札者から提出された入札書に記載された当該数値を電子入札システムに入力すること。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札執行者は入札書記載の金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値として電子入札システムに入力すること。

(6) 再度の入札を執行することとなった場合において、代理人が開札に立ち会っているときには、再度の入札書の記名押印は、代理人の記名押印とすること。

(7) 紙入札を行った者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならないこと。

(8) 再度の入札を執行することとなった場合において、紙入札を行った者で開札に立ち会わない者がいるときは、再度の入札を辞退したものとみなすこと。

4 紙入札の承認を得た者が持参した入札書及び積算（工事費）内訳書は、厳重に保管するものとし、入札書は開札日時まで、積算（工事費）内訳書は入札書受付締切通知書の発行後に実施する内容の確認時まで、それぞれが封入された封筒を開封してはならない。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者は、入札書受付締切日時前は、いつでも、辞退届を送信して辞退することができる。ただし、入札書を送信した後は辞退できない。

2 入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。

（入札書受信確認通知の保管）

第14条 入札書を送信した者は、入札書を送信した証拠として、入札書受信確認通知を印刷して保管しなければならない。

（入札書受付締切り）

第15条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出又は送信を受け付けない。

（積算（工事費）内訳書の内容の確認）

第16条 積算（工事費）内訳書の内容の確認は、確認のために必要な時間を勘案して、入札書受付締切日時後、開札までの間に行う。

（開札状況に関する情報提供）

第17条 開札手続に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札者に情報提供を行う。

（開札の実行）

策18条 紙入札を承認した者がある場合には、入札執行者は、その者を立ち会わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、入札書の内容を確認する。

2 開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始し紙入札を承認した者がある場合には、その者の入札金額を電子入札システムに入力する。

3 前項の手続を終えた後、入札執行者は、予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませて一括開札を行う。

4 入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、入札参加者が入札に使用したICカードの有効期限を確認するとともに、一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札においては、入札に使用したICカードが入札参加の申込みをした代表者のものであることを、指名競争入札においては、入札に使用したICカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。

（落札決定）

第19条 落札者を決定することができる場合には、入札執行者及び発注機関の入札立会人は、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名を行う。

2 入札執行者は署名の後、落札決定通知書を入札者に送信する。

3 開札結果は、入札執行後、設計図書、契約書等と一括して保管するものとし、紙入札

を承認した者のうちに、入札に立ち会わなかった者がある場合には、開札結果に当該入札事務に直接関係のない職員を立会人として記名押印させるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじを実施して落札者を決定する。

2 電子くじを実施して落札者を決定した場合には、前条の規定による手続を行う。

(入札の打切り)

第21条 入札の執行回数は、2回までとし、第2回目の入札で落札者がいない場合には、入札執行者は不落随契（再度の入札を実施し落札者がいないことを理由とする随意契約をいう。以下同じ。）への移行を判断し、不落随契に移行しないときには入札を打ち切る。

2 一般競争入札において入札参加者がいない場合並びに公募型指名競争入札及び通常指名競争入札において入札参加者が2人未満となった場合には、入札を打ち切る。

3 前2項の場合において、入札執行者及び発注機関の入札立会人は、入札の打切りを確認した上で、電子入札システム上で署名を行う。

4 入札執行者は、前項の署名の後、取止め通知書を入札者に送信する。

5 第19条第3項の規定は、取止め通知書を送信した後の手続きに準用する。

(落札決定の保留等)

第22条 低入札調査基準価格を設けた場合において、低入札価格調査を実施する必要があるときには、落札決定を保留する。

2 入札執行者及び発注機関の入札立会人は、落札決定の保留を確認した上で、電子入札システム上で署名を行う。

3 入札執行者は署名の後、保留通知書を入札者に送信する。

4 第19条第3項の規定は、保留通知書を送信した後の手続きに準用する。

5 低入札価格調査を実施して落札者が決定した場合には、第19条第1項及び第2項の規定によることとし、開札結果は、設計図書、契約書等と一括して保管するものとする。

(再度の入札)

第23条 第1回目の入札において落札者がなく、かつ第21条第2項の規定に該当しないときは、再度の入札を行うこととし、再度入札通知書を入札者に送信する。

2 再度の入札を行う場合においては、第15条及び第17条から第20条までの規定を準用し、遅滞なく、開札の手続を行う。

3 再度の入札を行う場合において、入札参加者のうちに、開札日時に有効期限の経過したICカードを使用して入札書の送信を行った者があった場合には、この者は再度の入札には参加させないものとする。ただし、必要により開札日時を変更した場合で、変更前の開札日時においてはICカードが有効であった場合には、この限りでない。

4 前項ただし書きの場合において、再度の入札を紙入札で行おうとする者がある場合には、第12条の規定を準用する。この場合において、第12条中「入札書受付締切日時」とあるのは、「変更後の第1回目の開札日時」と読み替える。

(不落随契)



第24条 不落随契を締結するために見積りの徴収を実施する場合には、見積依頼通知書を見積書の提出を依頼する者に送信する。

2 見積依頼通知書は、落札者が決定する見込みのある限り、最低制限価格を下回る入札その他の無効な入札を行った者を除き、再度の入札に参加した者のうち最も低い価格を入札した者から順にこれを送信する。

3 見積書を送信した者は、見積書を送信した証拠として、見積書受信確認通知を保管しなければならない。

4 入札執行者は、見積書受付締切日時に至ったときは、見積りを依頼した者に対して見積締切通知書を送信する。

5 見積書受付締切日時を経過した後は、見積書の提出又は送信を受け付けない。

(開札結果の公表)

第25条 開札結果の公表については、入札情報サービスシステムによるほか、当分の間、従前の方法によるものとする。

(補則)

第26条 この基準に定めるほか、田原市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手続きの運用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 電子くじの仕組み

### 1 電子くじとは

電子入札では、「電子くじ」を導入します。

入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上いる場合には、くじ（抽選）を行うこととなります。

入札が電子入札システムによって行われても、同様にくじを行います。

しかしながら、電子入札の場合はその場に入札者がいないので、従来の物理くじは使用できません。

そこで、田原市では愛知県電子調達システムで標準装備されている電子くじ機能を、利用して「電子くじ」を行うこととしました。

この機能の活用により、くじ引きのために来庁を求めることなく、速やかに落札者を決定できます。

### 2 電子入札くじへの参加の方法

入札書提出時にあらかじめ電子くじ用の3桁の任意の数値を入力することで参加することとなります。

（注意）くじの対象者となった場合にのみ、この数値を用います。

### 3 電子くじの仕組み

電子くじのしくみは以下のようになっています

- (1) 入札書提出時、入札参加者は任意の3桁のくじ番号を入力します。（入力くじ番号）
- (2) 入力くじ番号と入札書提出日時の秒（1970年1月1日00:00:00GMT（グリニッジ標準時）からの経過秒数の下3桁を使用）の和を、計算に使用する実際のくじ番号（決定くじ番号）とします。（和が4桁になる場合は、下3桁をくじ番号とします）入札書提出日時は電子入札システムでの入札参加者の場合、「入札書受付票」に表示されます。
- (3) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あり、その全てが電子入札システムでの入札参加者の場合は、電子くじにより落札者を決定します。
- (4) 電子くじ対象者を抽出し、その中から入札書提出日時順に0、1、2と順に番号を割り当てます。入札書を紙で提出する受注者については、電子での入札者以後の番号となります。
- (5) 次の数式で得られた余りの数字を当選番号とします。  
くじ対象入札参加者の決定くじ番号の和 ÷ くじ対象入札参加者
- (6) 上記4で割り当てた番号と5で求めた余り（当選番号）が一致した入札参加者が落札者となります。

### 4 電子くじの計算の例

電子くじは下記のような計算を行っています。一例としてご確認ください。

- (1) 開札状況：A社、B社、C社、D社、E社、F社の入札参加者が次のような入札を行ったとします。

入札参加者	入札金額	入力したくじ番号	入札書提出日時	通算秒	決定くじ番号	くじ対象
A社	5,000,000	343	R1.11.1 12時 00分12秒	1,099,310,412	755(343+412)	○
B社	6,000,000	566	R1.11.1 16時 12分25秒	1,099,325,545	111(566+545)	
C社	5,000,000	887	R1.11.2 9時 05分55秒	1,099,386,355	242(887+355)	○
D社	5,500,000	001	R1.11.2 15時 13分30秒	1,099,408,410	411(001+410)	
E社	5,000,000	909	R1.11.4 16時 09分33秒	1,099,584,573	482(909+573)	○
F社	5,000,000	776	R1.11.5 15時 10分00秒	1,099,667,400	176(776+400)	○

(2) くじ対象入札参加者の抽出と到着順の割当：同額の入札をした入札参加者がくじ対象となり、各々の入札書到着順序番号は次のとおりとなります。

入札参加者	入札書提出日時	入札書到着順番号
A社	R1.11.1 12時00分12秒	0
C社	R1.11.2 9時05分55秒	1
E社	R1.11.4 16時09分33秒	2
F社	R1.11.5 15時10分00秒	3

(3) 当選番号の計算

入札参加者	決定くじ番号	入札書到着順番号
A社	755	$(755 + 242 + 482 + 176) \div 4$ $= 413$ 余り 3
C社	242	
E社	482	
F社	176	

(4) 当選番号(余り) = 3となり、入札書到着順番号 = 3であるF社が落札者となります。

## 5 注意事項

入札書受付票を必ず印刷してください。

電子くじの計算の根拠となる「入札書受信日時」と「決定くじ番号」は、入札書を受け付けた際に発行される入札書受付票に記載されています。電子くじに大きく関係する

ことですので、入札書受付票の印刷を必ず行なってください。